平成２８年（フ）第１２１号
鹿児島県志布志市志布志町志布志2032番地４
志布志ハイツ101号
債務者　越野　雅子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
長野県佐久市太田部257番地４　フレグランスＭＩＺＵＫＩ　Ｓ101
債務者　西澤美津雄
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第９６号
長野県佐久市太田部257番地４　フレグランスＭＩＺＵＫＩ　Ｓ101
債務者　西澤　未来
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第６３５号
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目23番３号
債務者　ペンキ屋さんのデザイナーズブランドこと　芦澤　祐次
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５０号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番３－305号
債務者　山本　博美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９６号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目37番地の１　別府マンション302
債務者　山田美津枝
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９７号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目37番地の１　別府マンション302
債務者　山田　枝里
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目２番２－102号
債務者　渡辺　　**隆**
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６１号
福島県郡山市安積町笹川西長久保149　アサカシャインコーポ103、住民票上の住所福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１　市営住宅11－11
債務者　有我　千鶴
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１号
栃木県真岡市八木岡191番地29
債務者　中里　孝夫
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第３９３号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目10番17号（101号室）
債務者　浜口大こと　濵口　　大
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
山口県岩国市錦見７丁目７番21－101号
債務者　吉元　正宏
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１９９号
広島県福山市大門町７丁目33番８号
債務者　佐野芳三郎
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２２４号
青森市大字三内字沢部172番地４　ＴＡＰシリーズ三内101号
債務者　工藤　則明
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
山口市大内小京都21番21号
債務者　河本　　博
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９０号
札幌市南区真駒内緑町２丁目２番１号
債務者　米林　敏子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５６号
札幌市西区八軒８条東２丁目２番８号　スクウェアーハウス201号
債務者　須田八穂子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部